

介護保険制度へのご理解と保険料の納付にご協力を！

サービス利用の有無に関係なく、40歳以上の人は介護保険料を納めなければなりません（40～64歳の人は医療保険の保険料とあわせて納付します）。
介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを利用できる支え合いの介護保険制度にご協力をお願いします。

前年度特別徴収のひと、今年度の仮徴収（4、6、8月分）が特別徴収の人は、本徴収（10、12、翌年2月）分も年金から天引きされます。
なお、今年の2月までに65歳になった人や富里市に転入した人で、まだ普通徴収の人は10月から特別徴収になります。

■対象
65歳以上で年金天引きされる人
※年金の年間受給額が18万円未満の人は特別徴収の対象になりません。

8月5日（水）に『納入通知書（介護保険料額決定通知書）』を送りますので、年金から天引きされる保険料を確認してください。

▼特別徴収（年金天引き）

図 高齢者福祉課介護保険班 ☎（93）4980

▼普通徴収（個別納付）

8月14日（金）に『介護保険料納入通知書』を送りますので、各納期限内に納付をお願いします。

■対象
特別徴収の対象にならない人

65歳以上で特別徴収の対象にならない人は、送付された納入通知書により、市指定の金融機関窓口などで保険料を納付することになります。

便利な口座振替を！

保険料の納付には、手間がかからず納め忘れがない口座振替が便利です。
※申込書を同封してありますので、郵送で申請することもできます。

平成27年度介護保険料

○特別徴収決定通知書は8月5日（水）
○普通徴収の納入通知書は8月14日（金）に発送します

今回送付されるそれぞれの通知書で今年度の年間介護保険料額と、8月以降の納付方法（特別徴収・普通徴収）が決定します。詳しくは問い合わせてください。

ご注意ください

■介護保険料額決定通知書で、4・6月と8月の保険料額が異なる人は「平準化（※）」のため、年金天引きされる金額が変更になっています。

※平準化とは？

所得の状況などで、仮徴収額と本徴収額で1回に納付する金額に大きな差が生じるときは、口座に振り込まれる年金額が年度の前半（4、6、8月）と後半（10、12、翌年2月）で変わってしまいます。そのため、年間6回に分けて特別徴収される介護保険料額をできるだけ均一にするために8月の保険料額を増・減額調整するものです。

■市から送付される介護保険料額決定通知書と、日本年金機構から郵送される年金振込通知書では、介護保険料の金額が異なる人がいます。
年金天引きされる介護保険料額は、市から送付される「介護保険料額決定通知書」に記載されている金額が、今年度の確定保険料になりますので、間違えないようにお願いします。

その他

次の人は保険料が変更になりますので、後日、保険料額変更通知書を送付します。
○被保険者の世帯で、期日より遅れて確定申告した人がいるとき
○年度の途中で他市町村へ転出したとき など

8月31日（月）が提出期限です

児童扶養手当の現況届

児童扶養手当は、父または母と生計を共にしていない児童家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する手当です。

図・提出先 子育て支援課児童家庭班 ☎（93）4497

現況届は必ず提出を

現在手当の認定を受けている人は、8月1日現在の状況を『現況届』に記入し、必要書類を添えて提出してください。この届出がないときは、8月分以降の手当が受けられなくなります。

■提出期限
8月31日（月）まで

■添付書類

世帯により異なりますので、通知書類で確認してください。また、添付書類は8月1日以降証明されたものに限り有効です。
※現在、所得要件により支給停止になっている人も提出が必要です。

8月は児童扶養手当を支給

8月11日（火）に、4月～7月分の手当を指定口座に振り込みます。
なお、銀行により振り込まれる時間は異なります。

ひとり親家庭の医療費を一部助成します

18歳までの児童がいる母子・父子家庭世帯の人が、保険医療機関の診療や調剤を受けたとき、その自己負担額を一部助成しています。

なお、受給資格の更新が必要になりますので、忘れずに手続きをしてください。

ただし、所得が一定以上あるときや生活保護世帯は対象になりません。

■申請期限 8月31日（月）

■持ち物

○健康保険証 ○印鑑
○預金通帳、またはキャッシュカード

図・申請先

子育て支援課児童家庭班 ☎（93）4497

障がい者の各種手当のお知らせ

図 社会福祉課障害福祉班 ☎（93）4192

障がいのある人やその保護者への手当をお知らせします。支給には要件があります。詳しくは問い合わせください。

手当を受給している人は所得状況届を提出してください

特別児童扶養手当

■対象 障がいのある20歳未満の人を監護している人に支給される手当です。手帳の所持者または、障がいに関する所定の診断書により審査・決定します。
※施設入所の人、または、障がいを理由に公的年金を受給できる場合は除きます。

■支給月額

特児1級 51,100円
特児2級 34,030円

障害児福祉手当

■対象 20歳未満で在宅する障がいのある人
※施設入所の人を除きます。
■支給月額 14,480円

特別障害者手当

■対象 20歳以上の重度の障がいのある人
※3か月を超える入院または施設に入所している人は除きます。
■支給月額 26,620円

在宅重度知的障害者等福祉手当

■対象 20歳以上の在宅する重度知的障がいのある人
※施設入所または入院している人は除きます。他の手当を受けている場合は受給できないことがあります。

■支給月額 10,000円

障がい者の手当を受けている人は、毎年、所得状況届を提出しなければなりません。対象者へは市から案内を通知しますので、確認のうえ、必要書類を提出してください。
※提出がないと手当の支給ができなくなります。
次のいずれかの手当を受給している人は提出してください。

○特別児童扶養手当
○障害児福祉手当
○特別障害者手当
○在宅重度知的障害者等福祉手当

※所得により支給停止の人も届けが必要です。
■受付期間
8月11日（火）～9月10日（木）

■受付時間
午前9時～11時30分、午後1時～3時

提出場所

社会福祉課障害福祉班

■持ち物

○印鑑
○市から送付した書類

○各種手帳
○障害年金証書（受給している人のみ）

※平成27年1月1日現在で、市内に住所のない人は、収入のある人の所得証明書が必要です。